

山形県イノシシ管理計画（案）

【平成27年12月版 素案】

平成28年4月1日（予定）

山形県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
5	イノシシに関する現状	2
	(1) イノシシの生息状況	2
	(2) イノシシの生息環境	3
	(3) イノシシによる被害の状況	4
6	管理の目標	6
	(1) 基本目標	6
	(2) その方策と基本的な考え方	6
7	具体的な管理目標及び管理方式	6
	(1) 農作物被害対策（被害防除）	6
	(2) 生息環境管理	7
	(3) 狩猟による捕獲圧の確保	7
	(4) 個体数調整（第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項）	8
	(5) 具体的な目標の設定	9
	(6) モニタリング及び目標の管理	9
	(7) 事業実施に向けた予算の確保	10
8	第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項	10
	(1) イノシシの捕獲等において配慮すべき事項	10
	(2) 管理の担い手の確保と人材の育成	10
	(3) 捕獲個体の処分等	10
	(4) 各主体が果たす役割	10
	(5) 隣接県等との調整	13
	(6) 普及啓発、広報活動	13

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この計画は、県内に生息するイノシシについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、イノシシの生息数を適正な水準に減少させるとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、農林業被害の軽減及び生態系被害の防止を図ることを目的とする。

(2) 計画策定の背景

イノシシ（亜種ニホンイノシシ）は、本州、四国、九州、淡路島に、亜種リュウキュウイノシシは南西諸島に分布しているが、東北地方や北陸地方の多雪地帯では、明治時代以降、漸次絶滅していた。その背景には、明治期以降の狩猟圧の高まりや土地利用の拡大があるとされており、また、豚コレラが原因とも言われている。

戦後、おそらく昭和 30～40 年代から増加・拡大傾向に転じたとみられ、その後、従来の生息域へ大きく拡大を続けながら生息数を急激に増やし、西日本を中心とした各地で甚大な農林業被害を発生させるようになってきている。本県の隣接県では、宮城県の南部地域、福島県の阿武隈川以東の地域、新潟県の上越及び中越地域が、イノシシの生息密度の高い地域とされている。

本県においては、明治末期の記録を最後に、以後イノシシの生息に関する信頼できる情報は得られなくなり、絶滅したものと判断されてきた。平成 15 年 3 月に発行した「レッドデータブックやまがた・動物編」では、本県におけるイノシシのランクを「EX（絶滅）」としている。

しかし、平成 14 年 1 月に天童市で 1 頭が狩猟捕獲されて以降、狩猟や有害捕獲によって捕獲される数が増え、また、その地域も確実に拡大している。県域の南東部、蔵王連峰の南北両端に位置する地域から捕獲数が増え始め、さらに新たな捕獲場所は広がり、村山及び置賜地域の西部や最上及び庄内地域の南部からも捕獲が報告されるようになってきている。

こうした状況から、本県においてイノシシの生息域は拡大し、生息数が増加しているとみられ、これに伴い、農業被害が発生し、平成 19 年度の上山市及び天童市での被害が報告されて以降、奥羽山脈に連なる山系を抱える市町を中心に被害量は年々増加している。農業被害の発生地域は県内を西に向けて拡大しており、今後、林業や生態系への被害、更には人身への被害を含め、全県的に甚大な被害を発生させる状況に至ることが懸念される。

このような背景を踏まえ、本県のイノシシについて、生息数の水準と行動域の範囲を適正なものとなるよう適切に管理を図っていく必要があるため、第二種特定鳥獣管理計画として本計画を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

この計画は、本県に生息する野生のイノシシ（ニホンイノシシ *Sus scrofa leucomystax* 及び交雑種を含む）を対象とする。

3 計画の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

この計画は、対象地域を県内全域とする。

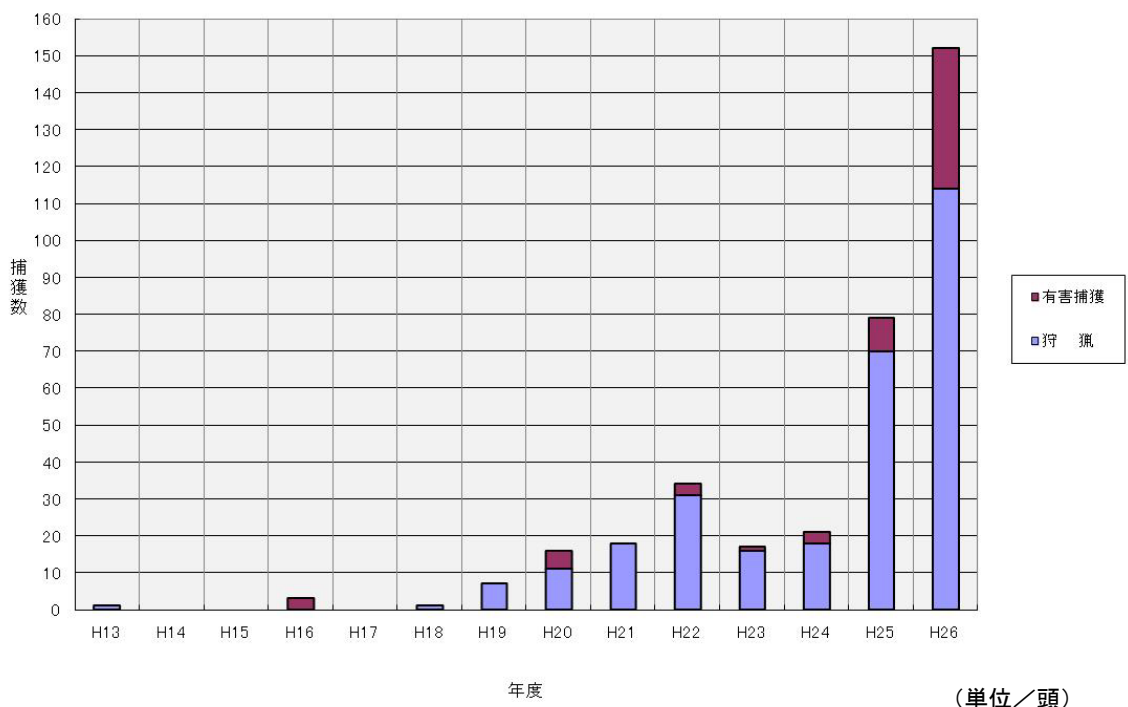
5 イノシシに関する現状

(1) イノシシの生息状況

ア 捕獲の状況

イノシシは、平成 14 年 1 月に天童市東部で 1 頭が捕獲されて以来、5 年間は散発的な捕獲に止まっていたが、平成 19 年度から増加傾向を見せ、平成 26 年度は狩猟 114 頭、有害鳥獣捕獲 38 頭の計 152 頭が捕獲されている（資料 1）。

(資料 1) イノシシ捕獲数の推移 (H13~26)



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
狩 獵	1	0	0	0	0	1	7	11	18	31	16	18	70	114	287
有害捕獲	0	0	0	3	0	0	0	5	0	3	1	3	9	38	62
捕 獲 計	1	0	0	3	0	1	7	16	18	34	17	21	79	152	349

(環境省鳥獣統計 (※有害捕獲にはイノブタを含む) H27.12 現在)

イ 生息域拡大の状況

平成13年度から平成26年度の間イノシシの捕獲が確認された地点(資料2)は、県土総メッシュ数432のうち51メッシュ(約5km×5km)であり、県土のメッシュ数の約12%にとどまるが、奥羽山脈沿い、特に蔵王連峰の南北両端部を中心に捕獲数が集中し、この地域から主に西方向に向け、年を追うごとに捕獲地点に広がりを見せている。

平成27年度末現在、日本海側に位置する庄内地域においては、平成23年度に鶴岡市旧温海地域で3頭が捕獲された以外にイノシシの捕獲情報はないが、鶴岡市のほか酒田市や庄内町などで既に目撃情報があり、山形大学が設置した自動撮影カメラに平成27年10月、鶴岡市の関川地区(資料2中●)と黄金地区(資料2中●)においてイノシシの姿が捉えられている。このことから、本県においてイノシシは、生息密度に濃淡はあるものの、既にほぼ全域に生息域を拡大しているものと考えられる。

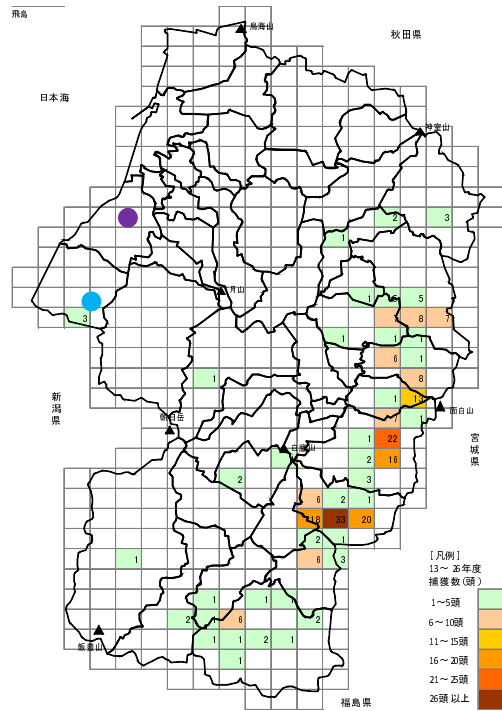
(資料2)

イノシシ捕獲地点メッシュ図

(H13~26 イノシシ捕獲個体調査票を集計)

自動カメラ撮影地点

(山形大学)



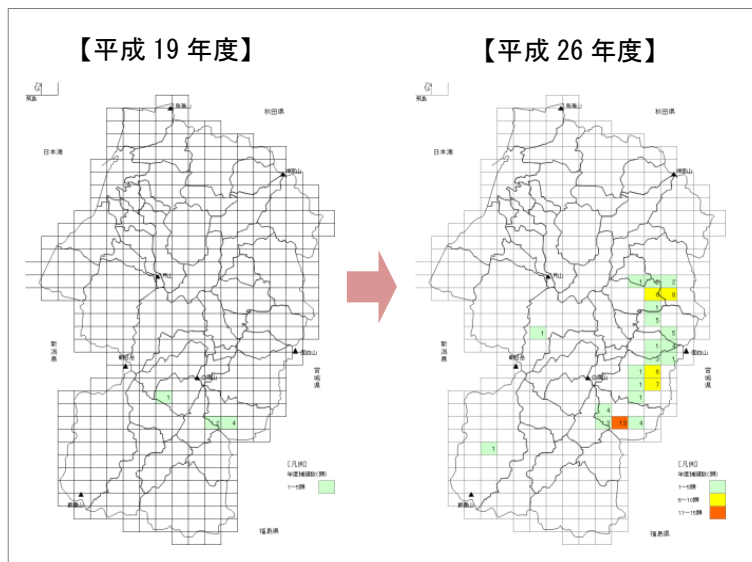
(資料3) 自動撮影カメラで捉えられたイノシシ

(平成27年10月15日鶴岡市黄金地区
写真提供/山形大学農学部 江成広斗氏)



(資料4) イノシシ捕獲地点メッシュ図年度比較

(H19、H26 イノシシ捕獲個体調査票を集計)



(2) イノシシの生息環境

ア イノシシの食性と繁殖

イノシシは、いわゆる雑草にあたるような草本やこれらの根・塊茎、昆虫やミミズな

どを食べて通年を過ごす。秋にブナ・ナラなど堅果類の実を食べることで栄養状態を高め、越冬する。生後1歳半を超えるメスは、一般に晩秋から冬にかけて交尾し、翌年春に約4頭出産して個体数を増加させる。出産後早い時期に仔を失った個体の中には、春に再び交尾し、秋に再出産する場合があるとされる。

〈イノシシの食性〉植物食を主とした雑食性

〔春～初秋期〕：草本（タケノコ、双子葉植物）〔秋期〕：堅果類、動物質

〔冬季〕：根・塊茎

イ 本県の生息環境

イノシシが採餌し、生息し得る場所は、森林や草地であり、これを本県の土地利用区分面積にあてはめると県土面積の約78%にあたる地域の多くにイノシシが生息可能と考えられる。特にイノシシの食性に影響の大きいブナ・ナラの森林面積は県土全体の17.8%を占め、特にブナ天然林の面積が日本一である本県はイノシシが生息し、繁殖するのに適した環境であると考えられる。

明治期まで本県にイノシシが生息していたことと本県の生息環境を併せて考慮すると、今後、イノシシが県内全域で生息数を増やしていく可能性は非常に高い。

(資料5) 山形県の土地利用区分面積 (「土地利用現況把握調査」H25.10)

区分	面積	構成比
総数	932,346 ha	100.0 %
森林	669,254 ha	71.8 %
原野	884 ha	0.1 %
農用地	123,169 ha	13.2 %
水面・河川・水路	25,135 ha	2.7 %
道路	26,964 ha	2.9 %
宅地	28,547 ha	3.1 %
その他	58,393 ha	6.3 %

⇒ 森林面積うち

樹種	面積	構成比
ブナ	150,000 ha	16.1 %
ナラ	16,000 ha	1.7 %
竹林(民有林)	137 ha	0.0 %

(2000年農林業センサス)

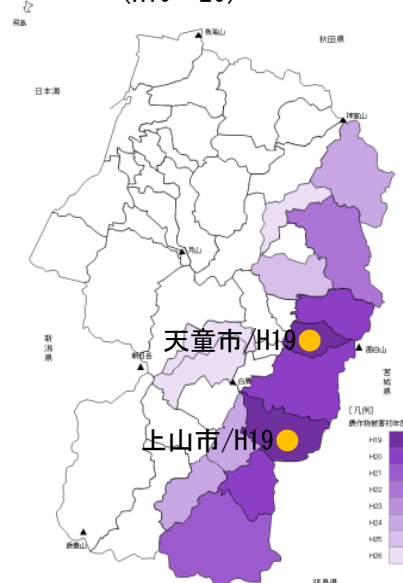
(3) イノシシによる被害の状況

ア 農林業被害の状況

本県においてイノシシの生息域の範囲が拡大するのに伴い、生息数が増加しているとみられ、農作物の被害は増加している。平成19年度における上山市及び天童市での被害を最初に、以降、年々被害は拡大し、平成26年度までに14市町で被害の発生が報告されている。被害発生地域の拡大に従い、被害面積、被害量、被害金額が増加し、平成26年度は、稲、飼料作物、かぼちゃ等の野菜など、61.4 haの面積で178.7トン、19,760千円相当の被害が発生している。

作物別に最も被害が多いのが、デントコーンなどの飼料作物で、続いて水稻、カボチャやダイコンなどの

(資料6) 農作物被害発生市町村 (H19~26)



野菜、サツマイモ、ジャガイモなどのいも類の被害が多く、被害形態としては、イノシシから作物を倒される、土を掘り返して根や根菜を食べられる、泥浴びにより圃場を荒らされるといったものがある。

林業被害については、竹林におけるタケノコや栽培しているきのこ類の食害について、まだ被害の報告はないが、植えた広葉樹苗木の根を掘り返したとみられる事例が報告されており、生息数の増加に伴い被害の発生が懸念される。

イ その他の被害

本県においてイノシシの出没は農地等に限られ、まだ市街地への出没はなく、人身被害の発生はない。

また、自然の植生や生態系に対する影響について、目立ったものはないが、平成26年8月に上山市の御田の神湿原（蔵王国定公園特別保護地区内）で植物を掘り返した跡が多数見つかり、これは、発生場所や痕跡から人による盗掘の可能性は低く、イノシシが高山植物の根を掘り返したものとみられている。今後、イノシシの生息域の拡大と生息数の増加が進めば、このような事例が増え、貴重な高山植物の消失や生態系のかく乱など、生物多様性に影響を及ぼすことが懸念される。

(資料8) イノシシによるものとみられる掘り返しの事例

苗木の掘り返し (H27. 11 天童市天童高原)



高層湿原での掘り返し (H26. 8 上山市蔵王)



(資料7) イノシシによる農作物被害状況 (作物別)

(H19～H26 農作物被害状況調査)

〈被害面積〉									
	19年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
稲	0.1	5.1	2.0	7.0	21.9	11.9	29.0	52.9	
豆類	0.0								
果樹	0.0			0.2		0.4	0.1	0.2	
野菜		2.0	0.7	0.5	0.8	1.5	1.7	4.0	
いも類		1.0	0.5	1.3	0.6		1.6	1.9	
飼料作物		1.0		1.0		0.0	0.2	1.6	
その他						0.4	1.0	0.8	そば
合計	0.2	9.1	3.1	10.0	23.2	14.2	33.5	61.4	

〈被害量〉									
	19年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
稲	0.0	9.1	4.8	11.6	11.6	20.0	44.5	76.6	
豆類	0.0								
果樹	0.0			0.4		3.2	0.1	1.1	
野菜		0.6	3.6	2.0	2.8	3.6	5.5	7.3	
いも類		1.0	10.0	13.7	4.2		2.2	8.4	
飼料作物		1.0		2.0		0.1	0.2	85.0	
その他				0.1		0.2	0.1	0.2	そば
合計	0.0	11.7	18.3	29.7	18.6	27.0	52.4	178.7	

〈被害金額〉									
	19年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
稲	2	1,906	1,016	3,252	3,328	4,435	10,575	13,905	
豆類	6								
果樹	4			67		678	9	208	
野菜		80	691	381	248	345	985	1,388	
いも類		68	832	960	333		180	612	
飼料作物		14		53		9	5	3,590	
その他				40		65	15	58	そば
合計	12	2,068	2,539	4,753	3,909	5,532	11,769	19,760	

6 管理の目標

(1) 基本目標

本計画においては、本県に生息するイノシシが、農地や集落周辺での摂食等に依存し生息数を増加させる状況を可能な限り排除するとともに、一定の捕獲圧を加えることにより生息密度の高まりが県内に広がらないよう環境全体で生息数の抑制を図ることを基本目標とする。

(2) その方策と基本的な考え方

ア 農作物被害対策（被害防除）の徹底

イノシシにとって自然環境における採餌は季節変動、年変動があつて不安定であることから、近年は、農作物を安定的な餌として栄養状態を高め、繁殖、越冬してきているものと考えられる。このため、被害が発生する農地の農作物を、場所によってはニホンザル、ツキノワグマへの対策と合わせて電気柵等でしっかりと守り、イノシシが農作物に依存できないような環境整備を進めていく。

イ 生息環境管理の普及・徹底

イノシシは耕作放棄地など集落の雑草や森林の下層植生も採餌の対象にすることから、集落周辺の除草や農地における廃果等の除去、林縁部の緩衝林整備など、農地周辺においてイノシシが生息しにくい環境づくりに向けた取組み（集落点検）を普及し、徹底させていく。

ウ 狩猟による捕獲圧の確保

冬はイノシシにとって最も採餌条件が悪い時期となる一方、狩猟者にとっては葉が落ちて銃猟が可能となり、積雪があれば足跡が残ってイノシシが捕獲しやすくなる時期である。イノシシは狩猟資源としても有用であることから、イノシシに限定して狩猟期間を延長し、狩猟圧を高めることによって生息数の抑制を図っていく。

エ 農作物被害対策と合わせた個体数の調整

農作物に依存して生息数を拡大させているとみられる個体群を対象に、通年の捕獲により個体数を調整することとする。

個体数調整の実施にあたっては、農作物に依存する個体を減らすことを目標にするとともに、樹木や草の葉が繁茂する春から秋までの時期に行うわな捕獲への誘因効果を高めるため、農作物被害対策に徹底して取り組む地域で行うこととする。

7 具体的な管理目標及び管理方式

(1) 農作物被害対策（被害防除）

ア 農作物被害を防止し、イノシシの農作物に対する依存を減らすには、農地に対するイノシシの侵入を防ぐことが重要である。侵入防止を図るには、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、波板トタン柵、ネット柵などの侵入防止柵を設置し、侵入防止効果が持続されるよう適切な管理を維持することが必要となる。

電気柵については、侵入防止効果が最も高いとされるが、設置コストを要するばかり

ではなく、漏電によりショック効果が低下しないよう、周辺のこまめな除草や電線のたるみ等がないかの確認作業を継続する必要がある。ワイヤーメッシュ柵など他の侵入防止柵についても、破損や劣化、地面の形状等周辺環境の変化からイノシシの進入路が生じていないか定期的に確認し、修繕を繰り返していく必要がある。

イノシシによる農作物被害の防除にあたっては、侵入防止柵の維持管理を適切に行うことが最も重要な観点であることから、本計画の実施に関係する農作物被害対策において侵入防止柵を設置するにあたっては、設置者たる農業者が維持管理可能な種類の柵を選択し、自らの農地の周囲に点検可能な長さで設置することを推奨するものとする。

イ 侵入防止柵の適切な維持管理を確保する観点から、アにおいて、設置者たる農業者が自らの農地を点検可能な長さで設置することとしているが、イノシシによる被害防止に継続的な効果を発揮し、イノシシの農作物に対する依存を減らすには、侵入防止柵による取組みが、地域において可能な限り広く行われることが必要である。

こうしたことから、侵入防止柵を設置しようという農業者は、隣接する農地の農業者はもちろん、被害が発生する地域全体での取組みとなるよう、地域を担当する普及指導員や農業協同組合の職員等を通じて働きかけを行うことが望ましい。

ウ 侵入防止柵の設置及び維持管理を行うにあたっては、ツキノワグマやニホンザルなど他の鳥獣への対応も兼ねることを検討し、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金や県による支援制度を活用するとともに、農業者は、県が行う鳥獣被害対策指導者養成研修等に参加した指導者の助言を受け、又は市町村が行う研修等へ自ら参加し、適切な設置及び維持管理を図ることを推奨する。

(2) 生息環境管理

ア イノシシは、農作物に限らず、スギナやクズの根などの雑草も主な餌としており、集落の雑草や森林の下層植生も採餌の対象にすることから、農地周辺を中心に集落各所におけるこまめな除草を行うことを推奨する。特に耕作放棄地では、ススキなど草丈の高い植物が繁茂し、いわゆるヤブ化した場合、イノシシはこれをねぐらとして利用する可能性があることを考慮する必要がある。

イ 農地や集落にイノシシを誘引しないよう廃果等の放置をしないよう徹底する必要がある。

ウ ニホンザル等への対策を兼ね、緩衝林の整備を図った場合には、里山林の林縁部について下層植生の除草を継続して実施し、イノシシが近づきにくい集落環境にすること。緩衝林整備の効果を持続させるには、林縁部の除草が重要な観点となるから、市町村が整備するにあたっては、除草管理の継続が容易かどうか、民有地の地権者等、地元で管理を担う者ととともに予め地形等の条件を確認し、合意を図っておくことが望ましい。

(3) 狩猟による捕獲圧の確保

イノシシは、農業者にとって農作物被害を発生させる有害な鳥獣である半面、狩猟者にと

っては魅力の高い狩猟資源である。また、本県において狩猟期間の大半を占める積雪期はイノシシの行動場所が限定的になるとともに、見通しが確保され、雪面に付いた足跡をたどることで追いやすく、銃による捕獲を行うには好適な時期にあたる。

こうしたことを活かし、積雪期における狩猟を促進することでイノシシに対する捕獲圧を確保し、生息密度の急激な高まりを抑制することを目的に、法第 14 条第 2 項の規定により、イノシシについて法第 11 条第 2 項により限定された狩猟期間を次のとおり延長させるものとする。

〈適用する区域〉山形県の区域

〈イノシシの狩猟期間〉毎年 11 月 15 日から翌年 3 月 31 日まで

(4) 個体数調整（第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項）

ア 市町村による個体数調整

農作物被害が発生し又は発生するおそれのある地域の市町村長が、本計画に基づきイノシシの数の調整を行う場合には、当該市町村に係るイノシシ管理事業実施計画（以下「市町村実施計画」という。）を定めることとする。

（ア）市町村実施計画の記載事項

市町村実施計画には、当該年度における次に掲げる事項を記載するものとする。但し、農作物被害が発生するおそれのあるものとして定める場合、a 及び e の事項には、被害がない旨を記載すること。

- a. 被害の現状（被害品目、被害面積、被害金額）
- b. 捕獲等の体制
- c. 捕獲計画数
- d. 侵入防止柵の設置等被害防止に関する取組み
- e. 被害の軽減目標（被害面積、被害金額）

当該市町村長がイノシシを対象鳥獣として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 4 条第 1 項の規定による被害防止計画を定めている場合には、これと整合性を図ること。この場合、被害の軽減目標には、被害防止計画の目標年度における目標値を記載して構わないこと。

（イ）イノシシの数の調整を目的とした捕獲等の許可

市町村実施計画に基づくイノシシの数の調整を目的として、法第 9 条第 1 項による捕獲等の許可の申請があった場合、知事（鳥獣被害防止特措法の規定により許可権限を有する市町村長）は 1 年以内の期間で許可を行うものとする。

イ 県による個体数調整（指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項）

県は、次のいずれかの事態が発生し、本計画の目標を達成するために必要と判断した場合、当該事態の発生地域におけるイノシシの生息状況及び農作物被害対策の実施状況等を確認した上で指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を定め、指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数調整を行うものとする。

- (ア) イノシシの生息密度の高まりが県内の広範囲な地域へ波及することを防止するため、急激に農作物被害が増加するなどイノシシの生息数増加が著しいとみられる地域において、集中的な捕獲を行う必要があるとき
- (イ) イノシシによる生態系のかく乱から自然公園内の特に重要な地域や貴重な森林などを保全することを目的に、当該地域やその周辺において、集中的な捕獲を行う必要があるとき

(5) 具体的な目標の設定

ア 県全域における農作物被害量の抑制

〈現状値〉県内における農作物被害量 179 トン（平成 26 年度）

〈予測値〉約 600 トン（平成 32 年度の推定数）

〈目標値〉概ね 90～100ha（90 万～100 万平方メートル）の農地の完全防除を維持することで、農作物被害を限りなく抑制

イ 県全域における集落点検の取組みの増加

〈現状値〉県内の集落 2 か所（平成 27 年度）

〈目標値〉県内の集落 8 か所以上（平成 32 年度）

ウ イノシシ個体数の増加抑制

〈現状値〉県内における推定生息数 約 1,900 頭（平成 27 年度末の推定数）※₁

〈予測値〉約 4,500 頭（平成 32 年度末の推定数）※₂

〈目標値〉計画期間中における単年度捕獲目標 440 頭以上／年度※₃

計画期末の目標生息数 1,400 頭以下

※₁ 環境省が生息状況等緊急調査事業によって推定した東北ブロックにおける平成 24 年度末個体数 105,168 頭について、本県が鳥獣統計で報告したイノシシの捕獲数及び捕獲メッシュ数で按分し、算出した概数に自然増加率 1.183（H26 環境省生息状況等調査）による増加個体数、捕獲等による減少個体数を加減し、推定した平成 27 年度末のイノシシ個体数

※₂ 平成 27 年度末の推定数に対し、計画期間の年度毎に自然増加率 1.183 による増加個体数を加えて算出した平成 32 年度末のイノシシ個体数

※₃ 平成 25 年 12 月に環境省及び農林水産省が発表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」の目標（平成 35 年度までにイノシシの生息数を半減）を本県において達成することを考慮して設定した捕獲目標数

(6) モニタリング及び目標の管理

イノシシは繁殖力が高いうえ、警戒心が強く、広範囲に移動する場合があります、生態的に生息数や生息動向の把握が困難なものであるが、本計画の推進状況を確認するとともに、本県におけるイノシシの生息密度や生息域等の概況を把握するため、次の表に示すモニタリングを長期的に実施するものとする。

県は、モニタリングで得られた情報をもとに、毎年度、特定鳥獣保護管理検討委員会において目標の達成状況等、計画の評価・検討を行い、計画の見直しを検討していく。

モニタリングの内容及び方法

調査項目		調査内容	調査方法（分担）
生息状況	生息動向	低密度の生息地におけるイノシシの侵入動向と密度変化	自動撮影カメラを用いた生息動向調査（県みどり自然課（山形大学に委託））
	状況変化	目撃や被害の発生等変化把握のためのスクリーニング	市町村アンケート（県みどり自然課（山形大学に分析委託））
	指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域の生息状況	事業実施か所における事業実施前後における状況変化	指定管理鳥獣捕獲等事業モニタリング（県みどり自然課（委託））
被害状況	農林被害	被害の品目（樹種）、面積、被害量、金額、その他	農林業に係る被害状況調査（市町村、県総合支庁農業振興課及び森林整備課、県園芸農業推進課及び林業振興課）
	その他被害	発生した日時・場所、被害の内容、その他	市町村、県警察本部等からの情報提供（随時）
捕獲情報	捕獲個体	捕獲日時・捕獲方法・場所、性別、年齢、体重、体長、その他	捕獲実施者の協力により収集（県総合支庁環境課、県みどり自然課）
	試料収集	肉片等からの遺伝情報、その他	
	捕獲数	個体数調整による捕獲数 有害鳥獣捕獲許可による捕獲数	市町村実施計画、有害鳥獣捕獲許可、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の報告（市町村、指定管理鳥獣捕獲等事業委託先法人）

（7）事業実施に向けた予算の確保

県及び関係機関等は、事業実施に要する経費について、予算確保に努めるものとする。

8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項

（1）イノシシの捕獲等において配慮すべき事項

イノシシの捕獲にあたっては、イノシシ以外の鳥獣の錯誤捕獲に注意することとし、特にツキノワグマについては錯誤捕獲のおそれが高く、放獣等の措置が難しいことから、わなによる捕獲にあたっては、上部に脱出口を備えた箱わなを使用するよう十分に留意すること。

また、くくりわなの使用にあたっては、人身被害又は錯誤捕獲の発生を防止するため、狩猟による捕獲で使用する場合には、設置の場所や方法、標識（任意の注意標識を含む）の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、有害鳥獣の許可捕獲の場合には、安全が確保される場合以外に極力使用を避けること。

（2）管理の担い手の確保と人材の育成

ア 防除技術の普及促進

農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等の推進に関する指導者等の研修等を実施することにより、本計画の基本目標を達成するための基盤となる人材の育成を図る。

イ 捕獲技術の向上

イノシシは、明治期以降絶滅していたため、本県においてこれまで捕獲経験が少なく、他府県に比べて技術的な蓄積が少ないことから、県内の狩猟者に対する技術移転を促進するため、捕獲技術講習会の開催を行うとともに、県内狩猟者による効率的かつ安全な捕獲技術の研究に対し支援を図る。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手の確保

認定鳥獣捕獲等事業者やこれと同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有する法人の育成を図り、県による指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手となり得る事業者の確保を図っていく。

エ 法人による捕獲等における狩猟免許を有しない補助者の活用

イノシシの効率的な捕獲等を推進するため、法人がイノシシ捕獲等を目的に従事者による捕獲隊を編成し、次の条件を満たすと認められるとき、狩猟免許を有しない者が当該捕獲隊に加わる場合であっても、県は当該法人の申請を受け、法第9条第1項に基づき捕獲等を許可するものとする。

(ア) 銃器の使用以外の方法により捕獲等を行うこと

(イ) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、狩猟免許を有しない者は、狩猟免許所持者の監督下で捕獲等を行うこと

(ウ) 当該法人が従事者に対してイノシシの捕獲等に関する講習を実施することによりイノシシの捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

(3) 捕獲個体の処分等

捕獲された個体を利用又は廃棄処分する場合、食品衛生法（昭和22年12月法律第233号）等関係する法令に従い適正に行うものとする。

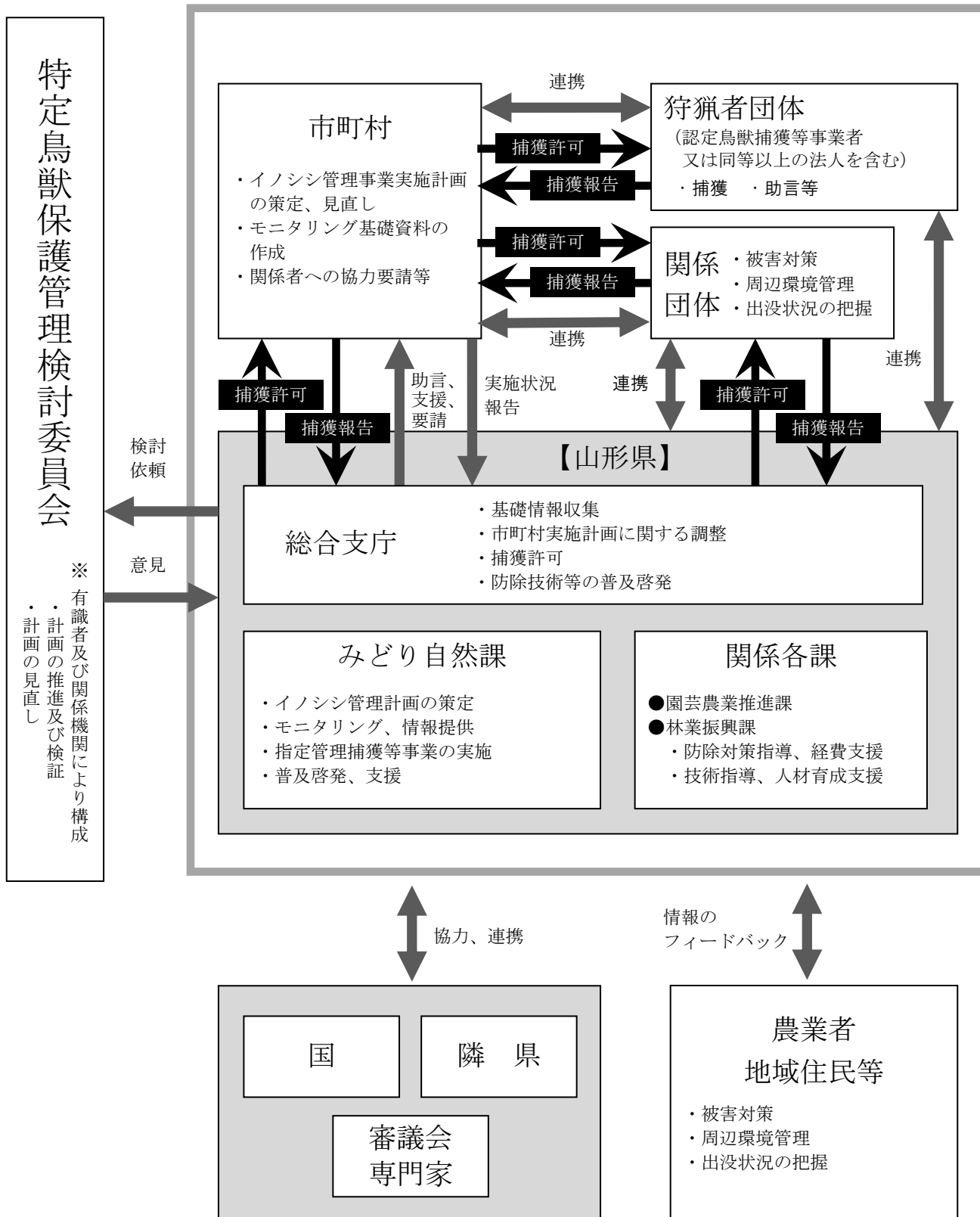
(4) 各主体が果たす役割

第二種特定鳥獣管理計画の目的を達成するため、地域住民の理解や協力を得ながら、市町村、県、国等の各機関、狩猟者団体、農業団体等は、相互に密接な連携のもとに、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理等の各種施策の実施に取り組むものとする。

その際は、推進体制図に示す実施体制により、各主体が、それぞれの役割を積極的に担いながら、連携・協働してイノシシの管理を推進するものとする。

また、モニタリング等の情報は、山形県特定鳥獣保護管理検討委員会において評価・検討を行ったうえで、市町村や関係団体等で構成する第二種特定鳥獣管理連絡協議会等を通じて関係機関へフィードバックし、被害対策等に反映していくものとする。

管理事業の実施体制



(5) 隣接県等との調整

県みどり自然課は、本計画の推進又は次期計画の策定にあたり、隣接県が定める第二種特定鳥獣管理計画との調整を図る。

(6) 普及啓発、広報活動

イノシシによる農作物被害等を軽減するには、単に捕獲等に依存するだけでは困難であることについて、地域の農業者等の被害者が十分に理解し、自らや自らの地域において防除対策や集落点検等の取組みを地道に進めることの重要性について認識を深めることを促すため、イノシシの生態への理解や農林業被害の防除の重要性、防除技術等の習得を図ることを目的とした研修機会の設定や広報活動を推進するものとする。

第二種特定鳥獣管理計画の推進にあたっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県はホームページ等により公表するほか、自然保護関連行事等を通じて普及啓発を行う。